

17. 老朽危険空き家等解消支援事業補助金

◆事業内容

生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進を目的として、周りに迷惑をかけるおそれのある老朽化した空き家の解体費用の一部を補助します。

◆対象となる空き家

市が「老朽危険空き家」と認定した建物

※国、地方公共団体、その他の公共団体が所有している以外の建物

◆対象となる人

- ① 市税を滞納していない人
- ② 他の解体補助制度と重複して利用していない人
- ③ 該当建物において、初めて補助制度の交付を受ける人

◆補助金額

- | | | |
|--------------------|----|--------|
| (1) 木造の解体費用の 1/2 | 最大 | 50 万円 |
| (2) 木造以外の解体費用の 1/2 | 最大 | 100 万円 |

◆申請期間

毎年 4 月から翌年 3 月まで

(3 月末までに完了する工事が対象です。予算の範囲内で受付します。)

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築行政グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp